

平成24年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成24年4月25日 開会

平成24年4月25日 閉会

奈井江町議会

平成24年第2回奈井江町議会臨時会

平成24年4月25日（水曜日）
午前 9時58分開会
午前11時12分閉会

○ 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 特別行政報告
- 第 4 議案第 1号 平成23年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 2号 平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第 6号 奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 3号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 4号 平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 5号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 7号 奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 町有財産の取得について
- 第12 議案第 9号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤 共子	2番	石川 正人
3番	三浦 きみ子	4番	大矢 雅史
5番	森岡 新二	6番	森 繁雄
7番	笹木 利津子	8番	森山 務
9番	鈴木 一男	10番	堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町 長 北 良 治

副	町	長	三	本	英	司
教	育	長	村	上	清	司
会	計	管	篠	田	茂	美
ま	ち	づ	相	澤		公
く	ら	し	小	澤	克	則
ふ	る	さ	碓	井	直	樹
お	も	い	岩	口		茂
お	も	い	南		秀	則
ま	ち	な	大	津	一	由
健	康	ふ	小	澤	敏	博
や	す	ら	表		久	義
教	育	次	鈴	木		隆
ふ	る	さ	秋	葉	秀	祐
農	業	委	桑	島	雅	憲
代	表	監	中	野	浩	二
査	委	員				

○ 欠席した者の職氏名

教 育 委 員 長 萬 孝 志

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 萬 博 文
 庶 務 係 長 栗 山 ひろみ

開会・挨拶

●議長

おはようございます。

臨時会の出席大変ご苦労さまです。

出席議員10名で、定足数に達していますので、平成24年奈井江町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、1番遠藤議員、2番石川議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 特別行政報告

●議長

日程第3、特別行政報告の申し出が町長からありましたので、許可します。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

臨時会大変ご苦労さまでございます。

それでは、特別行政報告をさせていただきます。

フィンランド・ハウスヤルビ町との交流につきましては、特別行政報告の中で今、申し上げるところでございますが、隔年で実施しております、ハウスヤルビ町との交流ですが、本年度につきましては、ハウスヤルビ町からの視察団の受け入れを行う予定をしております。

しかしながら、去る4月16日、パイヴィー・テラヴァ町長より、私宛てに親書が参りました。

昨年夏、フィンランドにおいて新政府が発足致しまして、その最初の事業と致しまして、「地方自治体の大規模改革を行う」との発表がなされたそうでございます。

現在、フィンランドには330の自治体がありますが、これを4年かけて70にまで減らす計画になっておりまして、ハウスヤルビ町においても、近隣4市町との9万人規模の統合案が示されているようでございます。

自治体には、この改革案に対して意見を述べる機会が用意される予定で、ハウスヤルビ町と致しましては、このまま独立した自治体として継続していきたいという意向を持っているそうでございますが、一方、フィンランドでは急速に高齢化が進行しておりまして、政府の最終決定を待っている間にも、社会福祉や医療制度の再編成について、喫緊の課題として取り組んでいかなければならないとのことでございます。

以上の2点から、今年、ハウスヤルビ町では、大変忙しい時期を迎えておりまして、「大変申し訳ないのですが、今年度の訪問を来年に延期させてほしい」との申し出がありました。

私と致しましては、今後とも、お互い無理をせずに、この交流を継続していきたいと考えておりまして、この申し出を受け入れ、来年度、新たな気持ちで迎えていきたいと考えているところでございます。

議員の皆様、町民の皆様には、かかる状況をご賢察の上、ご理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告と致します。

●議長

特別行政報告を終わります。

●議長

日程第4、議案第1号「平成23年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長

おはようございます。

議案書の1頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記、専決事項、平成23年度奈井江町一般会計補正予算（第12号）

平成23年度奈井江町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,146万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,550万4千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

専決処分の年月日は、平成24年3月30日であります。

平成24年4月25日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、2款地方譲与税483万1千円を減額し5,266万9千円、3款利子割交付金11万4千円を減額し158万6千円、4款配当割交付金13万3千円を追加し53万3千円、5款株式等譲渡所得割交付金6万1千円を減額し13万9千円、6款地方消費税交付金390万3千円を減額し6,889万7千円、7款ゴルフ場利用税交付金43万1千円を追加し633万1千円、8款自動車取得税交付金42万2千円を減額し857万8千円、10款地方交付税8,086万6千円を追加し25億4,640万2千円、11款交通安全対策特別交付金1万3千円を減額し68万7千円、14款国庫支出金1,200万を追加し3億1,698万5千円、15款道支出金444万2千円を追加し2億7,293万円。

次の頁に移りますが、17款寄附金300万円を追加し1,670万3千円、20款諸収入6万3千円を減額し9,766万8千円、歳入合計9,146万5千円を追加し47億6,550万4千円。

歳出、2款総務費5,461万8千円を追加し4億7,037万1千円、4款衛生費3,240万5千円を追加し6億3,558万1千円、8款土木費444万2千円を追加し6億63万6千円、歳出合計9,146万5千円を追加し47億6,550万4千

円。

平成23年度の一般会計補正予算(第12号)の概要について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年度における譲与税や交付金、特別交付税の収入確定等によるものであり、最終の決定通知がありました3月30日付けでの、専決処分を行ったものであります。

最初に、歳出から説明致します。

11頁をお開き下さい。

総務費の総務管理費、地域振興基金では、ご寄付による積立金で300万円を追加計上致しております。

衛生費、清掃費の塵芥処理費では、ごみ処理に要する経費で中・北空知廃棄物処理広域連合負担金3,240万5千円を追加計上。

これにつきましては、東日本大震災に係る財政措置等で、ごみ処理施設整備に係る循環型社会形成推進交付金が震災復興特別交付税の交付対象となりましたが、特別交付税は連合に交付できないため、各市町に交付され、負担金として支払うものであります。

次に、土木費の道路橋梁費の道路維持費では、除排雪に要する経費で財源の振り替えを行ったほか、奈井江浦臼線他、4路線の除雪委託費で444万2千円を追加計上致しております。

次に、歳入について説明致しますので、7頁にお戻り下さい。

地方譲与税では、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税の減額により、合わせて483万1千円の減額計上。

利子割交付金では11万4千円を減額計上。

配当割交付金で13万3千円を追加計上。

株式等譲渡所得割交付金で6万1千円の減額計上。

地方消費税交付金では390万3千円の減額。

ゴルフ場利用税交付金では43万1千円を追加。

自動車取得税交付金では42万2千円を減額計上致しております。

地方交付税では、通常の特別交付税及び震災復興特別交付税の増額により、合わせて8,086万6千円を追加計上しております。

9頁にわたりますが、交通安全対策特別交付金で1万3千円の減額計上。

国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金では道路除雪費の臨時特例措置として社会資本整備総合交付金で1,200万円を追加計上致しております。

道支出金、道委託金の土木費委託金では、道道維持管理委託料除雪分として444万2千円を追加計上致しました。

寄附金では、株式会社砂子組さまのご寄附により300万円を追加計上。

諸収入の雑入では宝くじ交付金収入で6万3千円を減額計上致しております。

以上における、歳入歳出の差5,161万8千円につきましては、歳出予算11頁の財政調整基金に積み立てを行い、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

三浦議員。

●3番

衛生費の3, 240万円の件についてですけれども、これについては、震災がれきを受け入れることと、引き換えではないという確認でよろしいのでしょうか。

●議長

町長。

●町長

それは全く引き換えではありません。

先般ですね、新聞紙上でもご案内かと思いますが、それぞれ市長、町長の会合、中・北空知の会合がございました。

その中で論議されたことは、奈井江町が言っているように、今の情報の中では科学的根拠がしっかり示されていない。

協力は惜しまないよと。

科学的根拠が、いわゆる放射能の影響が、住民に無いという確証がなければこれはできませんよと、交付税とは別ですよということを見解を申し上げているところで、意見が一致したところでございます。

ご理解頂きたいと思います。

以上でございます。

●議長

他に質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第5、議案第2号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の13頁をお開き下さい。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記、専決事項は、平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)

総則、第1条、平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出の補正、第2条、平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第4条中、不足する額3,479万8千円を、不足する額3,543万2千円に、過年度分損益勘定留保資金3,479万8千円を過年度分損益勘定留保資金3,543万2千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款資本的支出63万4千円を追加し1億4,237万2千円。

専決処分の年月日は平成24年3月26日であります。

平成24年4月25日提出、奈井江町長。

今回の補正につきましては、3月26日支払いの企業債元金償還金につきまして違算

により予算不足額が生じたため、同日付で専決処分を行ったものであります。

補正の内容につきまして、説明を致しますので14頁をお開き下さい。

資本的支出の企業債償還金で企業債元金償還金63万4千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では4,373万8千円の赤字であります。繰越実質収支では3億5,603万3千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたが、今後このようなことがないよう、細心の注意をもって事務に臨みたいと思っておりますので、よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願いを申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

笹木議員。

●7番

今ほど副町長から説明を受けましたけれども、ちょっと、お聞きしたいと思えます。

この企業債ですが、元々ですね、いくら借入れがされているのかという点。

それと期間ですけれども、いつからいつまでの返済の期間になっているのかという点。

それから、元金ですね、がいくらなのか。

それにあわせてですね、毎年度、返済されている額、これもお聞きしたいと思えます。

それと、元々これ何に使われたのか、ということも教えて頂きたいと思えます。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の笹木議員の質問ですが、大変申し訳ございません。

手持ちに今、資料を持ってきておりませんので、後ほど答弁させて頂きたいと思えます。

よろしくお願ひ致します。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第6、議案第6号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長

議案書27頁をお開き下さい。

議案第6号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」

平成24年4月25日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うとともに、国民健康保険の税率改正による国民健康保険事業会計の健全運営を図るため、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申

し上げます。

はじめに、町税条例から説明を致しますので、臨時会資料の1頁、資料1の新旧対照表をご覧ください。

第36条の2第1項の改正は、公的年金等以外の所得を有しなかった者が、「寡婦（寡夫）控除」を受けようとする場合の申告書の提出を不要にするため、文言を削除するものでございます。

2頁の中段からは、国保税率の改正についてでございますが、第143条第1項では、医療分の所得割を8.8%から10.8%に、第145条では、医療分の均等割を25,000円から32,000円に、3頁の第145条の2では、医療分の平等割を22,000円から30,000円、特定世帯を11,000円から15,000円に改正するものでございます。

次の、第145条の2の2では、後期高齢者支援分の所得割を1.2%から1.8%に、4頁の第145条の2の4では、後期高齢者支援分の均等割額を4,500円から6,500円に、第145条の2の5では、後期高齢者支援分の平等割を3,000円から4,500円、特定世帯を1,500円から2,250円に改正するものです。

次の、附則の第10条の2では、地方税の課税標準の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組みが導入されたことから、第1項として、下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるものの特例割合を4分の3に、同条第2項として、特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設で総務省の定めるものの特例割合を3分の2とする規定を新設するものでございます。

この条文追加によって、5頁にあります、従前の第10条の2を第10条の3に繰り下げ、同条第7項、第8項で、施行規則附則の項削除による条項づれを改正するものでございます。

6頁から13頁までの第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条の改正につきましては、固定資産税の負担調整措置を3年延長するとともに、住宅用地に係る宅地等調整税額の特例措置を、経過措置を講じた上で平成26年度に廃止。あわせて、関係規定の削除、繰上げ、文言整理等を行うものでございます。

次に、13頁の第16条の18につきましては、東日本大震災の被災者の居住の安定確保を図るため、国民健康保険税の課税において、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等について、震災により居住用財産が滅失した場合には、居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を現行3年から7年に延長する特例を新設するものでございます。

13頁から15頁までの第21条の2は、特例民法法人から移行した一般社団法人・一般財団法人が設置する、図書館、博物館、幼稚園について、固定資産税の非課税措置が追加されたことから、非課税措置を受けるための提出書類に関する規定を新設するものでございます。

15頁の第22条の2は、国民健康保険税と同様、町民税の課税においても、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する特例を新設するものでございます。

次に、17頁の第23条第1項は、文言と条項づれの改正。

18頁の同条第2項は、震災により所有する居住用家屋が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合、所得税の震災に係る住宅ローン控除の特例の適用を受けたときは、現行の個人町民税における住宅ローン控除の対象とするものでございます。

次に、19頁の都市計画税条例の新旧対照表をご覧ください。

都市計画税条例では、条例附則を改正し、固定資産税と同様に、負担調整措置を3年延長するとともに、住宅用地に係る宅地等調整税額の特例措置を、経過措置を講じた上で平成26年度に廃止。あわせて、関係項目の削除、繰上げ、文言整理等を行うものでございます。

次に、改正条例の附則を説明を致しますので、議案書の32頁をお開き願います。

附則第1条では、施行期日を定めており、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものとしております。ただし、町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定と、次条第1項の改正規定は平成26年1月1日からの施行としております。

次に、第2条では、町民税の経過措置を定めており、第1項で、新条例第36条の2第1項の規定は、平成26年度以降の年度分の個人町民税について適用すること、同条第2項では、新条例第23条の規定は平成24年度以降の年度分の個人町民税について適用するものとしたものでございます。

次に、第3条では、固定資産税に係る経過措置を定めており、第1項では、別段の定めがあるものを除き新条例の固定資産に関する部分は、平成24年度以降の年度分の固定資産税について適用するものとしたものでございます。

同条第2項、第3項は、新条例附則第10条の2により地方税の課税標準の特例措置として新設した下水道法に規定する除害施設、特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設についての固定資産税は、平成24年4月1日以降に取得したものに適用するものとしたものでございます。

次に、同条第4項は、住宅用地に係る宅地等調整税額の特例措置を、経過措置を講じた上で平成26年度に廃止することに伴う、旧条例の経過措置を規定したものであり、次表については、この場合における関係規定の読み替えを定めたものでございます。

33頁の同条第5項では、宅地等調整税額の特例措置の適用等の際の新条例の規定の適用については、次表のとおり関係規定の読み替えをすることとしたものでございます。

第4条は、国民健康保険税の経過措置で、本条例の税率改正は、平成24年度以降の年度分に適用し、平成23年度以前のものについては、旧条例の税率により課税することを定めたものでございます。

次の第5条は、都市計画税の経過措置を定めており、新条例の規定は、平成24年度以降の都市計画税について適用するものです。

同条第2項、32頁の第3項は、固定資産税と同様に、経過措置を定めるとともに、その適用における読み替えを規定したものでございます。

次に、再び、臨時会資料の25頁、資料2の国保税の税率改正資料をご覧ください。

こちらに、ただいま説明を致しました、国保税率の改正前・改正後の比較、被保険者・世帯あたりの平均税額、26頁には、税率改正後の基金残高の推計、27頁以降には、モデルケースごとの税額比較を掲載しておりますので、それぞれご覧を頂きたいと思います。

以上、「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森議員。

●6番

2点ほどお聞きしたいと思います。

今回の条例改正に伴う内容は今の説明の中で十分理解はいたすんですけども、平均の21.1%の値上げ率になるんですけども、この中において、先程資料の中で27頁ですか、色々ケース1からケース9まであるんですけども、その中において、わが町のケース1から9までは、わが町においてかなり7、8、9という部類の方が、わが町にはウェイトが大きいのかなという意味合いがあります。

そういったところを見ますと、値上がり率が少し大きいのが心配するところでありまして、これは、国保税というのは加入者でもって成り立っていくのかなという思いがしますけども、1つは、この制度が各自治体の中で大きな指針としては国の指針があるんですけども、運営は各自治体でやっていくんですけども、その中において、段々この少子高齢化を迎えた自治体においては、段々厳しくなっていくのかなという推測されることがあるかと思えます。

このことについて、わが町として、それぞれの自治体としてはやっていくことには、これは将来とも変わらないかと思えますけども、この基本的な国の根幹の制度をね、少し、国に対して我々も予防していかなければいけないと思えますけども、町長と致しましても、このことも国に対して、強くお願いすることも必要かなと思えますけども、その点について一つお願いしたいのと、町長の考えをお聞きしたいのと、それから、将来に向けて、今回値上げをしないということは、26年度に向けてこの国保会計の基金の残高がもうマイナスになるということで、喫緊の課題かなと思えますけども、今回、値上げしないで仮にですね、値上げしないで、26年度の時に、基金残高が0になる時に、値上げを想定した場合、今回の値上げ率は21.1%なんですけども、その時の想定額としては、どのぐらいの値上げ率になるのか、その点の一つをお聞きしたいと思います。

その2点について、お願いします。

●議長

町長。

●町長

森議員の質問でございますが、今回の国保税の改定に向けてはですね、ご案内のとおり、いわゆる町民の負担が非常に嵩まってくる。

しかも7、8、9部分が非常に負担率が高くなる。

これも、私ども承知致しているところでございます。

ただ、基本的に言いますと、やはり国がですね、これらの対策を根本的にどういうふう
に基幹的に直していくかと、手直ししていくかということが大切でありまして、今回の
改正においても、ご承知のとおり、国が、負担割合を下げたわけです。34%から32%に、
下げてきているわけでございます。

しかも、それを地方自治体、国保財政でまかなえるということでございますから、それ
自体に大変基本的な無理がある。

ということは、今、森議員がご指摘のとおりですね、超高齢化時代を迎えている、医療
費がずいぶんアップされてきている、そういう中でですね、国がやっぱり基本的な対策、
根本的な対策をどう打つか、いうことは私ども要請しているわけでございます。なお、
これは議会ともどもですね、国に向かって言わなければいけない、こういうふうに強
く思っているところでございます。

財源の質問については、担当の方から説明させます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

森議員からのご質問でございますが、今回の税率改正を行わずに、26年度に税率改
正をした場合にどのような増加率になるかというご質問でございますが、資料にありま
すように、あくまでの3カ年での推計しかしておりませんので、正確な数字としては現
在、もっておりません。

ただ、今回のこの税率改正によりまして、3カ年で約9,500万の基金額の増加を
見込んでございますので、これを、改正しないとなりますと4,300万ほどのマイナ
スが見込まれますので、ここを補填するとすれば、今の9,500万の約半額程度の税
収を見込める税率改正を行わなければなりませんので、3カ年でみた場合でも20%
の上昇率になるとすれば、相当な上昇率になるというようなことが予想されるかと思
います。

よろしくご理解をお願いしたいと思います。

●議長

よろしいですか。

森議員。

● 6 番

今のそれぞれ、町長及び担当課長からの説明、理解したところです。

是非、町長には、大きな市町村はね、人口の割合の大きな市町村は意外と国保運営も楽に運営できるのかなという内容なのかもしれません。

我々みたいに小さな自治体では、大変、窮屈な運営をしていかななくてはいけないという内容であり、特にまた、この我々のように少子高齢化、高齢化率の高いところには、ほとんど、大変な状況になっていくかなと心配するところです。

今、町長がおっしゃったとおり、そこを、国がまた基準を下げるというのは、本当に地方自治体を切り捨てていくのかと心配をするところです。

是非、国に対して、我々も要望していかなければいけないと思いますけれども、町長もことあるごとにお願ひするところです。

また、小澤担当課長には、アバウトな質問をして申し訳ないんですけども、今回をしなかったら、より一層の大きな値上げ幅になるということは、確認したいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

ありがとうございました。

● 議長

他に質疑ありませんか。

森岡議員。

● 5 番

今回、やはり国民健康保険の上昇が非常に割合が大きいということで、数字的にも平均 2.1% ということで、記載されているんですけど、正直、前回の改定の時も、地方税法に合わせてということでありましたけれども、3月に新年度の予算審議をして、してすぐ4月ということで、ちょっと上げ幅の大きさに戸惑っている部分もあるんですけど、これの積算をされた時期はいつですか。

● 議長

町長。

● 町長

国が閣議で決定したのは3月30日でございます。

そして公示があったのは、4月6日でございますから、直近でございます。

従いまして、3月議会の時は確定しておりませんでしたので、その時は申し上げることは出来なかったということをご承知おき願ひしたいと思います。

以上でございます。

● 議長

森岡議員。

● 5 番

今の、私の認識足らずの部分もあったと思いますので、理解したいと思います。

それですね、これをしなければ国保会計が非常に厳しいということでございますのでね、今、森議員の質問等のご答弁でも理解をさせて頂きたいと思いますが、問題は被保険者さん、どうやってこのね、現状を知らせて、この改定に理解を頂くかということが一番重要かなと思うんですけど、その辺どのように考えてらっしゃいますか。

● 議長

くらしと財務課長。

● くらしと財務課長

森岡議員のご質問でございますが、例年、納税通知書につきましては、国保税につきましては、7月10日が発布予定となっておりますが、当然、大幅な増額となっておりますので、納税通知書の発布前にも、納税者の方に周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

具体的には5月中を目処に全戸を対象とした改正内容を説明をしたチラシを配布して事前周知と理解を求めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解を頂きたいと思います。

● 議長

森岡議員。

● 5 番

その辺については、もう誠心誠意よろしくお願ひしたいと思いますが、特に税率の改定とかですね、町民への説明の文書、確かに詳しく書いては頂いているんですけど、あまり数字が出ると非常に分かりづらいということもありますので、その辺は被保険者さん、高齢の方も多いかなと思いますので、分かりやすく工夫をして、是非、町民に理解をして頂きたいと思います。

それで、森議員の質問と被さるかもしれませんが、町長にちょっとお尋ねしたいんですけど、今の答弁、先程の答弁でそのとおりかもしれませんが、平成27年から現在のこの国民健康保険制度をですね、市町村の運営ということを都道府県単位にしようということで今、政府閣議決定がしたというような話もございまして、1人につき30万円超える医療費については、今、都道府県がやっている部分を、今度は全部市町村、全部まとめて都道府県がするというので、さっき、森議員も言っていましたけども、都市部では負担は下がるかもしれないけど、高齢者や被保険者の多い過疎地域では負担が増えるんじゃないかというような学者さんの意見もあったんですけど、今後のその辺の行方について、町長の今の分かる範囲内でちょっとご説明頂きたいと思います。

●議長
町長。

●町長

非常に今、大事なことでございまして、私ども関心度を深めてですね、これらについて国に要請を致している最中でございます。

それはどういう意味かといいますと、ご指摘のあったとおりですね、例えば都道府県に分けるとしたら、北海道は全体的に医療費が高いんです。

したがって、地方はですね、その分がまだ、嵩まってくるんでないかと。

それから今ひとつは、政令都市は別になります。

ですから、で、あるだけに地方がですね、高齢化が進んでおりますから、医療費が嵩まってくるということを含めて考えるとですね、国が抜本的な基本的な対策を打たない限り、地方は大変になってくる、国保税が大変になってくる。

むしろ、都道府県に大きく分けることによって、逆な面が出てくる可能性があるかと。

ただ、27年ということで閣議決定されておりますが、これはまだまだ流動的な面がありますから、そういった面で、私どもとしては重大な関心を持って国に要請をして参りたいと、こういうふうを考えております。

ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

他に質疑ありませんか。

笹木議員。

●7番

今、森議員、それから森岡議員から様々質問がありまして、私も、おおまか私の質問も同じようなことでありましたけれども、この基金残高ですね、この基金残高を見た時に、今回、例えば先送りをしたとしたならば、基金残高が平成25年度で2千万になるわけですから、本当に先程もありましたけれども、町民の皆さまに本当に理解をして頂くということが最大のあれになってくるのかなというふうに思います。

それで、前回、平成20年ですか、0.8%ということで、その時に3年ごとに見直しをしようという話があったかと思うんですけども、そうでしたら平成22年ですよ。

今年平成24年ということで、ここになった点について伺いたいと思いますし、それと、改定後の基金残高、今回21.1%大変な上げ率だとは思いますが、このまま上がったとしても平成26年度の推計見ましたら5,200万の基金残高、それで、今、言われている団塊の世代がどっと社保からね、国民健康保険に移行するという状況なんかを考えると、ここでもまたね、3年後でも決して今、上がった絶対大丈夫という状

況ではないわけですよ。

ですから、森議員も森岡議員もお話ありましたけれども、もっと先を見据えたら、本当に大変な状況になろうかと思うんです。

なんとかまた町長にも頑張ってもらいたいなとこんな思いもあります。

以上です。

●議長

町長。

●町長

3年後の平成23年、予定していたわけです。

これは、相談が内部でありましたけども、これは、見送ろうということで、今年度になったと。

ご理解頂きたいと思います。

それから、今一つ言われるように、国に向けてですね、町外もそうですが、私も北海道の役員やっております。

いずれに致しましても、今、おっしゃるとおり、国が基本的な対策を打たないと大変な運営になってくる状況でございますから、国保財政そのものが、国がもう壊れている、言っても過言でないかと思えます。

そして、市町村も大変な、その波が押し寄せられるということも、基本的なことですから、私から、このことにだけ答弁申し上げておきたいと思えます。

以上です。

●議長

副町長。

●副町長

笹木議員からのご質問の中でですね、3年後、団塊の世代のような状況になった時に、また心配されますねというご意見かと思えます。

これにつきましては、先程担当の課長の方からも申し上げましたけれども、平成22年度の奈井江町の国民健康保険の医療費、1人あたりが39万9千円強であります。

これが、23年度の見込み、最終決算を迎えようとしてますけれども、44万9千円ということで12、5%の1年で増高してます。

こういう過去の増高状況を勘案しながら、広域連合の方でですね、新年度の予算推計を立てるんですけれども、平成24年度の奈井江町の一人あたりの医療費を48万3千円強で見込んでおります。

ですから、この3年間だけでも、21%強の医療費の伸びがあるということを基に、今回、24、25、26の財政推計をさせて頂いている状況にありますから、逆に言いますとこんなにどんどん伸びていくこと事態がですね、不安な状況にあるんですけれど

も、これが若干でも、収まって頂くように、それぞれ受診制限ということではなくてですね、医療の、皆さんの健康管理を努めて頂ければというふうに思っております。

そんなこともあって、そうは言いながら、かねてから町長も心配しているんですけども、最近よくありますインフルエンザの新型だとかも含めたインフルエンザの集団発生、あるいは、ノロウイルスだとか色々な形ですね、そういう感染が広がった時にですね、ちょっとした、そういう事象で数千万円単位の医療費の増高があるということもあって、基金としてはやっぱり最低限5千万ぐらいのものを持っていたいというのが、財政運営をはかる者の考え方でございます。

その考えの基に今回、税率改正も含めた収支の見込みを立てさせて頂いておりますので、今、議員からご指摘のとおり、団塊の世代のことも含めてですね、色々な心配ごともありますが、また逆にその心配も若干含みながら推計をさせて頂いているということについてご理解を頂いて、どうしてもやむを得ない場合は基本は3年ベースでの見直しということを中心に考えておりますけれども、本来、国民健康保険は単年度収支というのが原則でありますので、ただその原則に基づくことが、町民の皆さんにとって良いのかどうかということで、今まで3年ごとの見直しを進めております。

このことも十分勘案しながら、運営していきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

答弁保留分（議案第2号）

（10時49分）

●議長

ここで、先程の答弁保留について発言を求めます。
健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

先程の笹木議員のご質問につきまして、答弁保留をさせて頂いておりました。
そのことにつきまして、ご答弁申し上げたいと思います。

今回の専決処分に係ります元金の償還金につきましては、平成15年度に借入を致しました570万円の起債でございます。

起債につきましては、過疎対策事業債でございます、発行は平成16年5月20日発行ということでございます。

過疎債につきましては、3年据え置き12年償還ということで、この起債につきましての償還終期につきましては、平成28年3月31日で終了という起債でございます。

23年度の償還額につきましては63万3,979円ということでございます。

それと、23年度の元金の総額、償還額の総額につきましては8,350万3,928円でございます、この今回のこの元金償還にかかわる専決処分にかかわる借入の目的につきましては医療機器でございます、内容につきましてはリハビリで使います低周波治療器、それと患者用ベッド10台、それと薬局で使用しております薬用ショーケース、それと眼科で使っております眼圧計、それと検査室で使っております血液検査分析装置という機械を購入をさせて頂いているところでございます。

以上でございます。

よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

笹木議員よろしいですか。

(はい)

日程第7 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時51分)

●議長

日程第7、議案第3号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 15 頁をお開き下さい。

議案第 3 号「平成 24 年度奈井江町一般会計補正予算（第 1 号）」

平成 24 年度奈井江町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 960 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 5,960 万 5 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

平成 24 年 4 月 25 日提出、奈井江町長。

16 頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、15 款道支出金 632 万円を追加し 2 億 6,721 万円、18 款繰入金 328 万 5 千円を追加し 2 億 420 万 5 千円、歳入合計 960 万 5 千円を追加し 50 億 5,960 万 5 千円。

歳出、7 款商工費 195 万 1 千円を追加し 4 億 8,707 万 5 千円、8 款土木費 632 万円を追加し 5 億 4,313 万 3 千円、10 款教育費 133 万 4 千円を追加し 3 億 5,833 万 4 千円、歳出合計 960 万 5 千円を追加し 50 億 5,960 万 5 千円。

平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）概要について、説明を致します。

歳出から説明致しますので、19 頁をお開き下さい。

商工費の商工費、地域交流センター費では、雪害による地域交流センター屋根修繕料として 195 万 1 千円を追加計上。

土木費の道路橋梁費、道路維持費では、滝川出張所管内道道維持補修業務委託料として 632 万を追加計上。

教育費、社会教育費の公民館費では雪害による公民館大ホール、冷暖房用クーリングタワー取替え修繕料として 133 万 4 千円を追加計上致しております。

なお、地域交流センター及び公民館の修繕につきましては、町村会の建物災害共済の手続きを取り、確定後、災害補償保険収入の精査をさせて頂きたいと思っております。

次に、歳入について説明を致しますので、19 頁上段をご覧頂きたいと思っております。

道支出金の道委託金、土木費委託金では道道維持管理委託金として 632 万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差 328 万 5 千円につきましては、歳入予算における財政調整基金繰入金を同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時55分)

●議長

日程第8、議案第4号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

21頁をお開き下さい。

議案第4号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」

平成24年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成24年4月25日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

今回の補正につきましては、今ほどご承認を頂きました奈井江町税条例改正に伴い、

国民健康保険税の税率改正によるものであります。

23頁の国民健康保険税では、税率改正により、一般被保険者で2,586万6千円、退職被保険者等で130万6千円、あわせて2,717万2千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差につきましては、国保基金繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時58分)

●議長

日程第9、議案第5号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

25頁をお開き下さい。

議案第5号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)」総則、第1条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、介護老副事業費用17万9千円を追加し3億4,398万1千円。

平成24年4月25日提出、奈井江町長。

平成24年度の老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)の概要についてご説明を申し上げます。

26頁をお開き下さい。

介護老福事業費用の事業費用の経費では、雪害による浴室内トップライトガラス等の修繕料他で17万9千円を追加計上致しております。

なお、今回の修繕につきましては、一般会計同様、町村会の建物災害共済の手続きをとり、確定後、災害補償保険収入の精査をさせていただきます。

以上の結果、単年度実質収支で589万6千円の赤字となりますが、繰越実質収支では7,500万9千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

森議員。

●6番

1点ほど質問致したいと思います。

今回、老人福祉施設の浴室内のトップガラスが割れたということなんですけど、このトップガラスが割れたことに対して、怪我人は出なかったのか、そのへんの確認を致したいと思います。

それともう一つ、今後、このガラスの修繕をするんですけども、旧態依然のガラスを使用するのか、またより一層強化ガラス等を使っていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

●議長

老人総合福祉施設長。

●老人総合福祉施設長

森議員のご質問にお答え致したいと思います。

1点目の怪我人についてでございますけれども、ちょうどですね、このガラスが割れた際に、委託業者であります清掃の方がいまして、その方の背中の辺りに当たったということで、その際には、うちの施設の看護師がいますので、その看護師に確認が、その方を確認し、本人の方にも、本人も痛み等はないということでしたが、翌日でございますけれども、会社の方ともご相談致しまして、医療機関を受診致しましたが、その時については、打撲というようなことですね、2、3日様子を見てというようなことで、その後、本人については、その後、異変というか、その後、回復したということで聞いてございます。

あと、ガラスの修繕でございますけれども、現状については、トップライトということで、明り取りのガラスが3重にはなっておりますけれども、そのガラスを現状と同じような形で修復しようと考えてございます。

その際にですね、今回、トップガラスの上に、隣にあります小屋があるんですけれども、その屋根雪が落ちて、そのトップライトガラスに落ちてきたということでございますので、その屋根になんらかの雪止めをすとか、あとトップライトの上に雪が直接落ちないように細工等をですね、今年の冬までには、なんらかの対応をして、同じようなことが起きないように対策をしたいと思って考えてございます。

以上でございます。

●議長

他にございませんか。

笹木議員。

●7番

今ほどの説明で、怪我された方が出なかったということで、本当に不幸中の幸いかなと。

これが清掃業者の方であって、本当に施設で入所されている高齢者の方だったら大変なことになったのかなと、そんな思いであります。

今後ですね、今ほど説明ありましたけれども、本当に完全に安全が担保されるのかな、今の説明で、という思いがあります。

建設上、どうしても、しっかり、危険を回避するためには、今後、建設上考えなくちゃいけないというものがあるとすればですね、本当に考えて頂いて、完全な安全の担保に繋がるような方向性も考えて頂ければと思いますけれども、どうでしょうか。

まず、今回、雪害ということですが、こういうことが現実あったんですから、当初、建てた時には想定していなかったんだと思うんですね。

想定外の本当に落雪であったし、ガラスが割れたし、人に当たったしという状況だっ

たんだと思うんですね。

本当に、使用される方が本当に高齢者の方なので、絶対安全という状況を保つためにということで、もう一度お伺いしたいと思います。

●議長

老人総合福祉施設長。

●老人総合福祉施設長

笹木議員のお答え致しますけれども、確かにうちの施設については、高齢者のための施設でございますので、笹木議員が言ったとおり、同じようなことが起きては本当に今回たまたまというか、怪我がなかったということで、幸いなことではあったんですけども、今後ですね同じようなことがないようにですね、またうちの建築ですとか、そちら専門業者というかですね、専門者の意見を聞きながらですね、同じようなことが起きないように、完全な形というか、そういう対策を取らせて頂きたいと思います。

以上です。

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時06分)

●議長

日程第10、議案第7号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

35頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を改正する条例」

奈井江町中小企業振興保証融資条例の一部を次のように改正する。

平成24年4月25日提出、奈井江町長。

本案につきましては、審議会委員の、委員の現行の委員数と整合を図るために、本条例の一部を改正しようとするものであります。

実態に合わない状態の是正が遅れたことをお詫び申し上げますとともに、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 1、議案第 8 号「町有財産の取得について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

36 頁をお開き下さい。

議案第 8 号「町有財産の取得について」

奈井江町財産及び契約に関する条例第 3 条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得いたしたく、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、町議会の議決を求める。

平成 2 4 年 4 月 2 5 日提出、奈井江町長。

記と致しまして、取得する財産は、奈井江町土地開発公社の土地 2 筆、合計面積が 5, 1 7 8. 1 4 平方メートル。

取得価格の総額は 5, 2 7 5 万 2, 6 6 1 円で、所有権の移転時期は 5 月を予定しております。

なお、奈井江町土地開発公社では、平成 2 0 年度に経営健全化計画を作成し、借入金の早期償還に向け、民間売却処分が困難な土地について、町の買戻しを計画的に進めてきましたけれども、今回の買戻しにより、借入金が完済となることから、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、議会にもおはかりをしながら、公社の解散手続きを進めることとなっております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時10分)

●議長

日程第12、議案第9号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

(小澤克則氏 退席)

●議長

提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長

固定資産評価員南秀則氏が、平成24年3月31日付けをもって辞職しましたので、後任に、小澤克則氏を選任致したく、地方税法第404条第2項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

平成24年4月25日提出でございます。

よろしくお願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩致します。

(休憩) (小澤克則氏 入場)

閉会

●議長

会議を再開します。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成24年奈井江町議会第2回臨時会を閉会します。

大変どうもご苦労さまでした。

(11時12分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日
奈井江町議会議長
署名議員

//